

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月22日
事業者の氏名又は名称	岬観光開発株式会社(法人番号5500001014134)(代表者 堀田大作)
事業者の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町河内53-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町河内53-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	<p>平成31年1月28日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(3)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(道路運送法第29条の3)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	9点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月26日
事業者の氏名又は名称	横瀬観光有限会社(法人番号3480002008247)(代表者 桑原明生)
事業者の所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原43-17
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原43-17
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第94条第1項
違反行為の概要	<p>平成31年1月22日、2月4日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (2)事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月28日
事業者の氏名又は名称	株式会社県交北部交通(法人番号9490001000553)(代表者 戸田政克)
事業者の所在地	高知県高知市鏡今井24
営業所の名称	本社(川口)営業所
営業所の所在地	高知県高知市鏡今井24
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成31年2月27日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。